

消防用設備等保守管理業務委託料算定数量算出マニュアル

第1 基本事項

このマニュアルは、「建築設備保守管理業務委託料算定要領」により消防用設備等保守管理業務の委託料を算定する場合の点検回数等の取扱いを定めるものである。消防用設備等定期点検業務の点検周期は「消防法」、「消防法施行令」、「消防法施行規則」及びこれに基づく告示等で定められており、下記のとおりである。これらに基づき点検を行うこと。

第2 定期点検の実施に関する事項

2.1 定期点検の実施（消防法第17条の3の3）

消防用設備等の定期点検は、原則として業者委託により実施する。

2.2 点検周期(平成16年消防庁告示第9号)

消防用設備等の点検周期は下表のとおりである。

ただし、特殊消防用設備等にあつては、法第17条第3項に規定する設備等設置維持計画に定める期間によるものとする。

消防用設備等の種類			点検周期	
			機器点検	総合点検
消防の用に供する設備	消火設備	消火器具	1回/6月	1回/年
		屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備		
		泡消火設備		
		不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備		
		動力ポンプ設備		
	警報設備	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報器	1回/6月	1回/年
		漏電火災警報器		1回/年
		消防機関へ通報する火災報知設備		
		非常警報設備		
	避難設備	避難器具（すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋その他）	1回/6月	1回/年
誘導灯、誘導標識				
消防用水			1回/6月	
消火活動上必要な施設	排煙設備	1回/6月	1回/年	
	連結送水管			
	連結散水設備			
	非常コンセント設備、無線通信補助設備			
非常電源・配線等 ※消防用設備等に位置付けられる非常電源となっているもの	非常電源専用受電設備、蓄電池設備、自家発電設備、燃料電池設備	1回/6月	1回/年	
	配線			
	総合操作盤	1回/6月		

点検内容、点検報告書、点検票の様式については、平成16年消防庁告示第9号及び昭和50年消防庁告示14号に定めるものとする。

第3 定期点検の記録・報告（消防法施行規則第31条の6）

施設管理者は、点検の結果を維持台帳に記録するとともに、定められた期間ごとに所轄の消防長又は消防署長に報告する。報告の期間は次のとおり。

- ①特定防火対象物（注） … 1年に1回
- ②非特定防火対象物 … 3年に1回

（注）劇場、集会所等の多数の者が出入りする建築物

（消防法第17条の2の5、消防法施行令第34条の4、令別表第一）

個々の消防用設備等の点検票の保存期間は原則3年とする。

3年を経過したものについては、消防用設備等点検結果総括表、消防用設備等点検者一覧表及び経過一覧表を保存することをもって足りることとする。

第4 数量算出の際の留意事項

4.1 機器点検と総合点検

積算基準に定める「機器点検」及び「総合点検」の歩掛りは年2回行う機器点検のうち1回と年1回の総合点検を同時に実施することを前提としている。

したがって年間では、「機器点検」と「機器点検及び総合点検」を各1回計上すればよい。

ただし、総合点検がないものについては「機器点検」を2回計上し、機器点検のないものについては「機器点検及び総合点検」を1回計上する。

4.2 積算基準に示す加算表の扱い

一つの契約に対して生じる数値として、最終的に歩掛りに加算するものとする。

加算表の区分欄に定める消防用設備等のうち、一つの設備のみがある場合は当該設備の加算すべき歩掛りを加算し、複数の設備がある場合は当該設備の加算すべき歩掛りが最大のものを1回加算する。

4.3 適用する歩掛りについて

一つの消防用設備等の部分について、積算基準に該当する部分の歩掛りがない場合には、類似の消防用設備等の歩掛りによる。

4.4 自動火災報知設備と一部兼用

自動火災報知設備以外の消防用設備等の一部で、自動火災報知設備の一部と兼用しているものがある場合は、該当する部分の歩掛りを重ねて計上しない。

4.5 消火器の内部及び機能点検、耐圧性能に関する点検

内部及び機能点検については、器種や経過年数により定められた期間ごとに実施する。

消火器のうち製造年から10年を経過したものについては、3年ごとに消火器の耐圧性能に関する点検を行う。

4. 6 ホースの耐圧性能に関する点検

屋内消火栓設備等のホースで設置後10年を経過したものについては、3年ごとにホースの耐圧性能に関する点検を行う。

4. 7 配管の耐圧性能に関する点検

連結送水管等の配管について設置後10年を経過したものについては、3年ごとに配管の耐圧性能に関する点検を行う。

ただし、屋内消火栓設備と当該配管を共有している部分を除く。

4. 8 容器弁の安全性に関する点検

ガス系消火設備等の容器弁及び安全装置（容器便に設けられたものに限る）について設置後二酸化炭素を消火剤として用いるものにあつては25年を、二酸化炭素以外を消火剤として用いるものは設置後30年を経過するまでの間に容器弁の安全性に関する点検を行う。

4. 9 非常電源に関する点検の時期

非常電源設備に係る点検を行う場合は電気主任技術者の立会が必要となるため、電気事業法による保安規程に基づき6ヶ月以内ごとに行う点検と同時期に実施することが望ましい。

第5 消防法による設置義務によらず任意に設置する消防用設備等の点検周期

消防法による設置義務によらず任意に設置している消防用設備等については、他の消防用設備等の点検実施にあわせて少なくとも年1回の点検を行うこととする。

附 則

このマニュアルは、平成23年4月1日から施行する。

このマニュアルは、令和3年1月8日から施行する。

このマニュアルは、令和7年1月10日から施行する。